

2026年4月入学

新潟大学大学院医歯保健学研究科
博士課程（医歯学専攻）

Niigata University Graduate School of Medicine, Dentistry and Health Sciences

Doctoral Program of Medicine and Dentistry

学生募集要項
（第1次募集・第2次募集）

【一般選抜】

【社会人特別選抜】

【外国人留学生特別選抜】

新潟大学大学院医歯保健学研究科

【選 抜 日 程】

- 選抜日程はプログラムごとに異なりますのでご注意ください

【医学プログラム（3コース共通）】

	令和8年4月入学<第1次募集>	令和8年4月入学<第2次募集>
出願資格確認・ 審査申請期限 (該当者のみ)	令和7年10月1日(水) ～10月8日(水)【必着】	令和7年11月4日(火) ～11月14日(金)【必着】
出願手続期間	令和7年10月17日(金)～10月22日(水)【必着】	令和7年12月17日(水)～12月23日(火)【必着】
試験日	令和7年11月6日(木)	令和8年1月21日(水)
合格発表	令和7年12月11日(木)	令和8年3月9日(月)
入学手続期間	令和8年1月20日(火)～1月22日(木)【必着】	令和8年3月18日(水)～3月19日(木)【必着】

【歯学プログラム】

	令和8年4月入学<第1次募集>	令和8年4月入学<第2次募集>
出願資格確認・ 審査申請期限 (該当者のみ)	令和7年9月30日(火)まで【必着】	令和7年11月21日(金)まで【必着】
出願手続期間	令和7年10月27日(月)～10月29日(水)【必着】	令和7年12月22日(月)～12月24日(水)【必着】
試験日	令和7年11月26日(水)	令和8年2月4日(水)
合格発表	令和7年12月11日(木)	令和8年3月9日(月)
入学手続期間	令和8年1月20日(火)～1月22日(木)【必着】	令和8年3月18日(水)～3月19日(木)【必着】

新潟大学志願者への入学検定料免除について

新潟大学では、災害等の被災者の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、入学検定料免除の特別措置を行います。免除の対象となる災害及び被災地域など、免除に関する詳細については、新潟大学ホームページの「受験生特設サイト>入試情報>被災した学生への特別措置（入学検定料免除等）」をご覧ください。

○受験生特設サイト：<https://www.niigata-u.ac.jp/examinee/>



目 次

I	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）	2
II	募集人員	4
III	一般選抜	5
IV	社会人特別選抜	9
V	外国人留学生特別選抜	13
VI	出願手続	
	1. 出願手続期間	17
	2. 出願書類等	17
	3. 出願に関する注意事項	19
	4. 出願書類等提出先	19
VII	進学者選考	20
VIII	各選抜共通事項	
	1. 合格発表	23
	2. 入学手続	23
	3. 長期履修制度	23
	4. 社会人学生のための教育方法の特例措置（14条特例）	24
	5. 早期修了の特例制度	24
	6. 入学者選抜に用いた個人情報の取扱い	24
	7. 入試情報の公表及び開示	24
	8. 障がい等を有する入学志願者の事前相談	25
	9. 外国人留学生の在留資格	25
	10. 各学位プログラム・研究分野の連絡先教員	25
	11. その他	26
IX	事前資格審査	
	1. 事前資格審査書類提出期限	27
	2. 審査書類	27
	3. 審査書類等の郵送先	32
	4. 出願資格の確認又は審査	32
	5. 事前資格審査結果	32

【出願手続に関する問い合わせ先】

（医学プログラムを志願される方）

新潟大学大学院医歯学総合研究科（医学系） E-mail medgakum@med.niigata-u.ac.jp 電話（025）227-2015

（歯学プログラムを志願される方）

新潟大学大学院医歯学総合研究科（歯学系） E-mail gakumu@dent.niigata-u.ac.jp 電話（025）227-2798・2799

*対応時間：平日（土・日・祝日、夏期一斉休業日、年末年始を除く）の8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

不測の事態等により、本募集要項の内容に変更が生じた場合は、ホームページ等により周知しますので、出願前や受験前は特に注意願います。

新潟大学大学院医歯学総合研究科（医学系）ホームページ（医学プログラムを志願する方）

https://www.med.niigata-u.ac.jp/contents/target/graduate_school/index.html

新潟大学大学院医歯学総合研究科（歯学系）ホームページ（歯学プログラムを志願する方）

<https://www.dent.niigata-u.ac.jp/admissions/graduateschool/oral-science/requirements/>

I 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

1. 求める人材像

【医歯保健学研究科（博士課程）】

本専攻は、地域医療から国際医療、精密医療、脳神経医療、歯科医療にわたる幅広い分野での課題に対応し、学際的アプローチで研究を推進する学生を募集します。以下の資質と能力を持つ人を求めます。

- ・国内外の医療課題に関心を持ち、グローバルな視点で課題解決に取り組む意欲がある人
- ・遺伝子解析や分子生物学的手法、AIやビッグデータ解析を駆使して生体システム・病態の解明や個別化医療の実現を目指す人
- ・高齢化社会の課題に柔軟に対応し、脳神経疾患や口腔機能低下の原因や予防・診断・治療の新たな方法を探究する人
- ・多職種連携を重視し、包括的ケアを実践しながら複雑な医療現場でリーダーシップを発揮する能力を有する人
- ・最先端技術を活用し、学際的視野から新しいアプローチを開発する意欲と能力を備えた人

2. 入学者に求める資質・能力

- ・学問分野の基礎知識
大学卒業レベルの基礎学力や英語力を有している人
- ・学際的・複眼的な視野
探索型研究や橋渡し研究による成果をもとに、医療に貢献しようとする意欲を有している人
- ・問題解決能力
自ら研究課題を開拓し、独創的な研究を遂行しようとする意欲を有している人
- ・コミュニケーション能力
地域及び世界の医療に貢献しようとする意欲を有している人
- ・倫理観と社会貢献意識
指導的な教育・研究者あるいは高度専門医療職業人として医学・歯学の分野で指導者として、社会に貢献しようとする意欲を有している人

3. 入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、多様な学生を確保するために以下の3つの区分で実施し、出願書類等を総合して行います。

① 一般選抜

医学プログラム及び歯学プログラムいずれも、外国語試験（英語）と口述試験を課します。外国語試験では、研究に必要な英文読解及び記述力を含めたコミュニケーション能力と志望する学問分野に関する基礎知識を評価します。口述試験では志望する学問分野に関する知識、問題解決能力、コミュニケーション能力を評価するほか、学際的・複眼的な視野や倫理観・社会貢献意識に関する態度を評価します。

② 社会人特別選抜

医学プログラムでは、外国語試験（英語）と口述試験を課します。外国語試験では、研究に必要な英文読解及び記述力を含めたコミュニケーション能力と志望する学問分野に関する基礎知識を評価します。口述試験では志望する学問分野に関する知識、問題解決能力、コミュニケーション能力を評価するほか、学際的・複眼的な視野や倫理観・社会貢献意識に関する態度を評価します。

歯学プログラムでは、口述試験により志望する学問分野に関する知識、問題解決能力、語学力を含めたコミュニケーション能力を評価するほか、学際的・複眼的な視野や倫理観・社会貢献意識に関する態度を評価します。

③ 外国人留学生特別選抜

医学プログラムでは、外国語試験（英語）と口述試験を課します。外国語試験では、研究に必要な英文読解及び記述力を含めたコミュニケーション能力と志望する学問分野に関する基礎知識を評価します。口述試験では志望する学問分野に関する知識、問題解決能力、コミュニケーション能力を評価

するほか、学際的・複眼的な視野や倫理観・社会貢献意識に関する態度を評価します。

歯学プログラムでは、口述試験により志望する学問分野に関する知識、問題解決能力、語学力を含めたコミュニケーション能力を評価するほか、学際的・複眼的な視野や倫理観・社会貢献意識に関する態度を評価します。

Ⅱ 募集人員

○募集人員

専攻名	学位プログラム名	募集人員
医歯学専攻	医学プログラム (グローカル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース)	101人
	歯学プログラム	

(注1) 募集人員は、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜及び本学大学院の博士前期課程又は修士課程からの進学者を合わせた人数です。

(注2) 選抜試験は、第1次募集及び第2次募集があります。入学志願者は、いずれか一方若しくは両方の入試時期で受験することができます。ただし、それぞれの募集ごとに、所定の期間に出願手続き及び入学検定料を納入する必要があります。

(注3) 医学プログラムと歯学プログラムの併願はできません。

(注4) 第2次募集については、募集人員の充足状況により、学位プログラムによって受入れできない場合があります。第2次募集の有無については、令和7年11月中旬に新潟大学大学院医歯学総合研究科ホームページへ掲載予定です。

医歯学総合研究科（医学系）ホームページ（医学プログラムを志願する方）

https://www.med.niigata-u.ac.jp/contents/target/graduate_school/index.html

医歯学総合研究科（歯学系）ホームページ

<https://www.dent.niigata-u.ac.jp/>（歯学プログラムを志願する方）

(注5) 4月入学で募集人員を満たした場合も、令和8年10月入学の選抜試験を実施（若干名募集）します。

【参考：学位プログラムごとの募集人員（目安）】

専攻名	学位プログラム名	募集人員（目安）
医歯学専攻	医学プログラム	73人
	(グローカル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース)	(7~8人)
		(47~48人)
		(18~19人)
歯学プログラム	28人	

出願に際しては、あらかじめ志望する教育研究分野の担当教員（25ページの10.参照）にお問い合わせください。問い合わせ先のEメールアドレス、電話番号は各研究科のホームページに掲載されている教育研究分野一覧を参照してください。

Ⅲ 一 般 選 抜

出願に際しては、必ず連絡先教員又は志望するプログラムの担当教員に事前に連絡を取り、受験や入学後の教育研究内容等について十分相談の上、出願してください。

1. 出願資格

○ 医学プログラム

次の(1)～(10)のいずれかに該当する者としてします。

なお、出願資格(3)、(4)又は(6)～(10)のいずれかに該当する者は、出願前に事前資格審査を行うので、27ページの「IX. 事前資格審査」を参照の上、申請受付期間に申請書類を提出してください。

ただし、「出願資格(7)」の注①、②又は③に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び令和8年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。)及び令和8年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者(27ページ参照)
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者(27ページ参照)
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者(27ページ参照)
- (7) 文部科学大臣の指定した者(7ページの注を参照)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。))又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、当該者をその後に本学の医歯保健学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(27ページ参照)
- (9) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの若しくは獣医学を履修する課程を令和8年3月までに4年以上在学した者、又は外国において学校教育における16年の課程(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了若しくは令和8年3月までに修了見込みの者で、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの(27ページ参照)
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月31日までに24歳に達するもの(27ページ参照)

○ 歯学プログラム

次の(1)～(10)のいずれかに該当する者とします。

なお、出願資格(3)、(4)又は(6)～(10)のいずれかに該当する者は、出願前に事前資格審査を行うので、27ページの「IX. 事前資格審査」を参照の上、申請受付期間に申請書類を提出してください。ただし、「出願資格(7)」の注①又は②に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び令和8年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）及び令和8年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者（27ページ参照）
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者（27ページ参照）
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者（27ページ参照）
- (7) 文部科学大臣の指定した者（7ページの注を参照）
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後本学の歯歯保健学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの（27ページ参照）
- (9) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの若しくは獣医学を履修する課程を令和8年3月までに4年以上在学した者、又は外国において学校教育における16年の課程（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了若しくは令和8年3月までに修了見込みの者で、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの（27ページ参照）
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月31日までに24歳に達するもの（27ページ参照）

注 「出願資格(7)」の「文部科学大臣の指定した者」とは、次のいずれかに該当する者です。

- ① 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
- ② 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者
- ③ 修士課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者
- ④ 前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で本研究科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの（27ページ参照）
- ⑤ 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの（27ページ参照）

2. 選抜方法及び試験期日

入学者の選抜は、外国語科目、口述試験の結果及び出願書類審査を総合して行います。

学位プログラム名		外国語(英語)	口述試験
医 歯 学 専 攻	医学プログラム (グローカル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース)	○	○
	歯学プログラム	○	○

(1) 医学プログラム (3コース共通)

試験日	試験時間	試験内容
第1次募集 令和7年11月6日(木) 第2次募集 令和8年1月21日(水)	10:00~11:30	外国語(英語)※ ¹
	13:00~	口述試験(第1志望)※ ²
	15:00~	口述試験(第2志望)※ ²

※¹ 辞書持ち込み可(外国語(英語)は辞書(英和・和英・英英)の持ち込みを可とします。ただし、電子辞書及び医学辞書は不可とします。)

※² 口述試験については、本プログラムの関連分野についての知識を問うものです。一部の分野では、筆記による試験も行う場合があります。志望する教育研究分野の担当教員に確認してください。

(2) 歯学プログラム

試験日	試験時間	試験内容
第1次募集 令和7年11月26日(水) 第2次募集 令和8年2月4日(水)	13:00~14:30	外国語(英語)※ ¹
	15:00~	口述試験※ ²

※¹ 外国語(英語)については、本プログラムの履修に必要な基本的英文読解力を問うものです。辞書については、電子辞書、医学辞書(辞典)及び歯学辞書(辞典)は不可とします。

※² 口述試験については、志願する教育研究分野についての知識等を問うものです。

3. 試験場

新潟大学旭町キャンパス(新潟市中央区)
(詳細は、受験案内により通知します。)

IV 社会人特別選抜

出願に際しては、必ず連絡先教員又は志望するプログラムの担当教員に事前に連絡を取り、受験や入学後の教育研究内容等について十分相談の上、出願してください。

1. 出願資格

○ 医学プログラム

次の(1)～(10)のいずれかに該当する者で、本大学院医歯保健学研究科入学時に既に就業しているか、又は入学後に就業することが見込まれるもの。(入学後もその身分を継続するものに限る。)

また、出願資格(3)、(4)又は(6)～(10)のいずれかに該当する者は、出願前に事前資格審査を行うので、27ページの「IX. 事前資格審査」を参照の上、申請受付期間に申請書類を提出してください。

ただし、「出願資格(7)」の注①、②又は③に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。)及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者(27 ページ参照)
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者(27 ページ参照)
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 5 年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者(27 ページ参照)
- (7) 文部科学大臣の指定した者(11 ページの注を参照)
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が 6 年であるものに限る。))又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、当該者をその後、本学の医歯保健学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(27 ページ参照)
- (9) 学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの若しくは獣医学を履修する課程を令和 8 年 3 月までに 4 年以上在学した者、又は外国において学校教育における 16 年の課程(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了若しくは令和 8 年 3 月までに修了見込みの者で、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの(27 ページ参照)
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 8 年 3 月 31 日までに 24 歳に達する者(27 ページ参照)

○ 歯学プログラム

次の(1)～(10)のいずれかに該当する者で、本大学院医歯保健学研究科入学時に既に就業しているか、又は入学後に就業することが見込まれるもの（入学後も引き続き職業を有する者に限る。）

出願資格の(3)、(4)又は(6)～(10)のいずれかに該当する者は、出願前に事前資格審査を行うので、27ページの「IX. 事前資格審査」を参照の上、資格審査申請期限までに申請書類を提出してください。ただし、「出願資格(7)」の注①又は②に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び令和8年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）及び令和8年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者（27ページ参照）
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者（27ページ参照）
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者（27ページ参照）
- (7) 文部科学大臣の指定した者（11ページの注を参照）
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後に本学の医歯保健学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者（27ページ参照）
- (9) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を令和8年3月までに4年以上在学した者で、又は外国において学校教育における16年の課程（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了若しくは令和8年3月までに修了見込みの者で、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者（27ページ参照）
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月31日までに24歳に達する者（27ページ参照）

注 「出願資格(7)」の「文部科学大臣の指定した者」とは、次のいずれかに該当する者です。

- ① 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
- ② 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者
- ③ 修士課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者
- ④ 前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で本研究科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの（27ページ参照）
- ⑤ 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの（27ページ参照）

2. 選抜方法及び試験科目

入学者の選抜は、外国語科目、口述試験の結果及び出願書類審査を総合して行います。

学位プログラム名		外国語（英語）	口述試験
医 歯 学 専 攻	医学プログラム （グローバル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース）	○	○
	歯学プログラム		○

(1) 医学プログラム（3コース共通）

試験日	試験時間	試験内容
第1次募集 令和7年11月6日（木） 第2次募集 令和8年1月21日（水）	10：00～11：30	外国語（英語）※ ¹
	13：00～	口述試験（第1志望）※ ²
	15：00～	口述試験（第2志望）※ ²

※¹ 辞書持ち込み可（外国語（英語）は辞書（英和・和英・英英）の持ち込みを可とします。ただし、電子辞書及び医学辞書は不可とします。）

※² 口述試験については、本プログラムの関連分野についての知識等を問うものです。一部の分野では、筆記による試験も行う場合があります。志望する教育研究分野の担当教員に確認してください。

(2) 歯学プログラム

試験日	試験時間	試験内容
第1次募集 令和7年11月26日（水） 第2次募集 令和8年2月4日（水）	13：00～	口述試験※

※ 口述試験については、志願する教育研究分野についての知識等を問うとともに、語学力を含めたコミュニケーション能力も試験します。

3. 試験場

新潟大学旭町キャンパス（新潟市中央区）

（詳細は、受験案内により通知します。）

V 外国人留学生特別選抜

出願に際しては、必ず連絡先教員又は志望するプログラムの担当教員に事前に連絡を取り、受験や入学後の教育研究内容等について十分相談の上、出願してください。

1. 出願資格

○ 医学プログラム

日本の国籍を有しない者で、次の(1)～(10)のいずれかに該当する者としてします。

なお、出願資格(3)、(4)又は(6)～(10)のいずれかに該当する者は、出願前に事前資格審査を行うので、27ページの「IX. 事前資格審査」を参照の上、申請受付期間に申請書類を提出してください。

ただし、「出願資格(7)」の注①、②又は③に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び令和8年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）及び令和8年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者（27ページ参照）
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者（27ページ参照）
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに授与される見込みの者（27ページ参照）
- (7) 文部科学大臣の指定した者（15ページの注を参照）
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後に本学の医歯保健学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの（27ページ参照）
- (9) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの若しくは獣医学を履修する課程を令和8年3月までに4年以上在学した者、又は外国において学校教育における16年の課程（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了若しくは令和8年3月までに修了見込みの者で、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの（27ページ参照）
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月31日までに24歳に達するもの（27ページ参照）

○歯学プログラム

日本の国籍を有しない者で、次の(1)～(10)のいずれかに該当する者としてします。

なお、出願資格の(3)、(4)又は(6)～(10)のいずれかに該当する者は、出願前に事前資格審査を行うので、27ページの「IX. 事前資格審査」を参照の上、資格審査申請期限までに申請書類を提出してください。ただし、「出願資格(7)」の注①又は②に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者（27 ページ参照）
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者（27 ページ参照）
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者（27 ページ参照）
- (7) 文部科学大臣の指定した者（15 ページの注を参照）
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が 6 年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後本学の医歯保健学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者（27 ページ参照）
- (9) 学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの若しくは獣医学を履修する課程を令和 8 年 3 月までに 4 年以上在学した者、又は外国において学校教育における 16 年の課程（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了若しくは令和 8 年 3 月までに修了見込みの者で、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者（27 ページ参照）
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 8 年 3 月 31 日までに 24 歳に達する者（27 ページ参照）

注 「出願資格(7)」の「文部科学大臣の指定した者」とは、次のいずれかに該当する者です。

- ① 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
- ② 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者
- ③ 修士課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者
- ④ 前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で本研究科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの（27ページ参照）
- ⑤ 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの（27ページ参照）

2. 選抜方法及び試験科目

入学者の選抜は、外国語科目、口述試験の結果及び出願書類審査を総合して行います。

学位プログラム名		外国語（英語）	口述試験
医 歯 学 専 攻	医学プログラム （グローバル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース）	○	○
	歯学プログラム		○

(1) 医学プログラム（3コース共通）

試験日	試験時間	試験内容
第1次募集 令和7年11月6日（木）	10：00～11：30	外国語（英語）※ ¹
	13：00～	口述試験（第1志望）※ ²
第2次募集 令和8年1月21日（水）	15：00～	口述試験（第2志望）※ ²

※¹ 辞書持ち込み可（外国語（英語）は辞書（英和・和英・英英）の持ち込みを可とします。ただし、電子辞書及び医学辞書は不可とします。）

※² 口述試験については、本プログラムの関連分野についての知識等を問うものです。一部の分野では、筆記による試験も行う場合があります。志望する教育研究分野の担当教員に確認してください。

(2) 歯学プログラム

試験日	試験時間	試験内容
第1次募集 令和7年11月26日（水）	13：00～	口述試験※
第2次募集 令和8年2月4日（水）		

※¹ 口述試験については、志願する教育研究分野についての知識等を問うとともに、語学力を含めたコミュニケーション能力も試験します。

※² 外国人留学生特別選抜の志願者のうち、渡航前の者についてはZoom等での受験も可能です。

3. 試験場

新潟大学旭町キャンパス（新潟市中央区）
（詳細は、受験案内により通知します。）

VI 出 願 手 続

1. 出願手続期間

学位プログラム名	第 1 次募集	第 2 次募集
医学プログラム (グローカル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース)	令和 7 年 10 月 17 日 (金) ~10 月 22 日 (水) 【必着】	令和 7 年 12 月 17 日 (水) ~12 月 23 日 (火) 【必着】
歯学プログラム	令和 7 年 10 月 27 日 (月) ~10 月 29 日 (水) 【必着】	令和 7 年 12 月 22 日 (月) ~12 月 24 日 (水) 【必着】

(持参の場合) 受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土・日曜日・祝日の受付は行いません。
 (郵送(書留速達に限る)の場合) 出願期間内に必着とします。

2. 出願書類等

入学志願者は、下記の出願書類等を取りそろえ、「4 出願書類等提出先」に持参又は郵送(書留速達)により提出してください。持参する場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

なお郵送する場合は、以下の新潟大学大学院医歯学総合研究科のホームページ(※1、2)から「出願書類提出用封筒宛名」をカラー印刷の上、必要事項を記入し、市販の角形 2 号封筒(240mm×332mm)に貼付したものを使用し、出願期間内に必着となるように書留速達により郵送してください。

出願書類の所定の様式については、以下の新潟大学大学院医歯学総合研究科ホームページに掲載されているので、各自で印刷して使用してください。

医歯学総合研究科(医学系)ホームページ(医学プログラムを志願する方)

(※1 https://www.med.niigata-u.ac.jp/contents/target/graduate_school/index.html)

医歯学総合研究科(歯学系)ホームページ(歯学プログラムを志願する方)

(※2 <https://www.dent.niigata-u.ac.jp/admissions/graduateschool/oral-science/requirements/>)

[全員が提出する書類]

出願書類等	摘 要
① 入学志願票 受 験 票 写 真 票	ホームページ掲載の所定の様式により作成し、顔写真(縦 4 cm×横 3 cm)を所定欄に貼付してください。 写真は、出願日前 3 か月以内に撮影した、縦 4 cm×横 3 cm、上半身、無帽、正面向きのもので、受験時に眼鏡を使用する者は、眼鏡をかけて撮影したものを貼ってください。 ②の検定料納入フォームの自動返信メールに記載された「検定料納入の整理番号」を所定欄に記入してください。
② 検 定 料 30,000 円	出願書類の準備を終えたら、以下のフォームに回答して検定料を納入してください。納入手続きの詳細は、検定料納入フォームの自動返信メールを確認してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div> <p>医学プログラム</p> <p>https://forms.office.com/r/pu15A2Pjc4</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

歯学プログラム

<https://forms.office.com/r/EUGSRWYaCM>



※振込手数料は志願者負担となります。金額は金融機関で確認してください。

※検定料振込期間：

第1次募集：

医学プログラム 令和7年10月10日(金)9時～10月22日(水)15時

歯学プログラム 令和7年10月21日(火)9時～10月29日(水)15時

第2次募集：

医学プログラム 令和7年12月11日(木)9時～12月23日(火)15時

歯学プログラム 令和7年12月16日(火)9時～12月24日(水)15時

※振込の際のご依頼人名は、検定料納入フォームの自動返信メールで指定されたものを使用してください。

※検定料納入の整理番号は、入学志願票の所定欄にも記入してください。

※外国から送金する場合、Flywireにより納めてください。

【URL】 <https://niigatauni-exam.flywire.com/>

Flywireによる支払方法について不明な場合は、下記へお問い合わせください。

<https://help.flywire.com/hc/en-us>

メールアドレス support@flywire.com

(各国の電話サポート、ライブチャット、WeChat(中国)二次元バーコードあり)

【Flywire 本学担当者】

新潟大学財務部財務管理課収入係メールアドレス：

syunyu@adm.niigata-u.ac.jp

③ 卒業(見込)証明書又は学位授与証明書	出身大学の学長(学部長)又は出身学校の学校長が作成したものとします。出願資格(2)に該当する者は、学位授与証明書を提出してください。本学医学部および歯学部卒業(見込)者は、提出する必要はありません。
④ 返信用封筒	ホームページ掲載の「返信用封筒宛名」をカラー印刷の上、郵便番号、住所、氏名を記入し、市販の長形3号封筒(120mm×235mm)の表面に貼付したものに、郵便切手410円分を貼付して提出してください。 医学プログラムは、⑤のあて名票のうち、右上の「受験票在中」の様式を切り取って封筒に貼り付けてください。
⑤ あて名票	ホームページ掲載の様式により作成し、提出してください。 医学プログラムは、あて名票のうち、下半分の様式を提出してください。

[該当する者が提出する書類]

出願書類等	摘 要
⑥ 成績証明書 (歯学プログラムのみ)	出身大学(学部)長又は出身学校の学校長が作成し厳封したものとします。本学医学部および歯学部卒業(見込)者は、提出する必要はありません。
⑦ 大学院修士課程修了 (見込)証明書	大学院修士課程修了(見込)者のみ提出してください。出身大学院の研究科長が作成したものとします。
⑧ 大学院修士課程成績 証明書	大学院修士課程修了(見込)者のみ提出してください。

⑨ 研究概要 (歯学プログラムのみ)	社会人特別選抜の出願者 で、大学卒業後に行った医学又は歯学に関する研究があれば、その概要をA4判の用紙にまとめて提出してください。 (様式任意) ※大学院入学後の研究希望テーマとの関連性も併せて記載してください。
⑩ 臨床経験概要 (歯学プログラムのみ)	社会人特別選抜の出願者 で、大学卒業後に臨床経験がある者は、その概要をA4判の用紙にまとめて提出してください。(様式任意) ※大学院入学後の研究希望テーマとの関連性も併せて記載してください。
⑪ 受験承諾書 (歯学プログラムのみ)	社会人特別選抜の出願者 で、出願時に在職中の者は、ホームページ掲載の所定様式を印刷の上、所属長の公印で承諾されたものを提出してください。
⑫ 在留カードの写し又はパスポートの写し	外国籍を有する者は、在留カードの写し(表裏両面)を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し(氏名等が掲載されているページ)を提出してください。

3. 出願に関する注意事項

- (1) 出願手続後の提出書類の内容変更は認めません。
- (2) 出願書類⑪の受験承諾書の印は、個人印・社印ではなく、社長・支店長等の、職を表す印に限ります。
- (3) 既納の検定料及び出願書類等は、返還しません。
ただし、検定料振込み後、出願期間内に書類を提出しなかった場合は、当該検定料(30,000円)を返還します。
検定料の返還については、下記をご参照ください。
<https://www.niigata-u.ac.jp/admissions/return-fee/>
なお、返還対象となった日から5年以内に返還の申し出がない場合は、返還請求を辞退したものとさせていただきます。
問い合わせは、財務部財務管理課収入係まで連絡してください。
<検定料に関する問い合わせ先>
〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地
新潟大学財務部財務管理課収入係
電話(025)262-6053
- (4) 出願書類に虚偽の記載内容があった場合には、入学後においても入学が取り消されることがあります。
また、出願書類のうち、英語以外の外国語で書かれた証明書等には、日本語訳又は英訳を添付してください。
- (5) 各種証明書と現在の姓名が異なる場合には、戸籍抄本等の変更の事実を証明する書類を提出してください。

4. 出願書類等提出先

- (1) 医学プログラムを志願する方
〒951-8510 新潟市中央区旭町通1番町757番地
新潟大学医学部医学科入試・臨床実習係
電話(025)227-2015
E-mail medgakum@med.niigata-u.ac.jp
- (2) 歯学プログラムを志願する方
〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地
新潟大学歯学部学務係
電話(025)227-2798・2799
E-mail gakumu@dent.niigata-u.ac.jp

Ⅶ 進学者選考

1. 出願資格

本学大学院の博士前期課程又は修士課程を令和8年3月修了見込みの者。

2. 出願期間及び出願書類提出先

(1) 出願期間

学位プログラム名	第1次募集	第2次募集
医学プログラム 〔グローバル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース〕	令和7年10月17日(金) ～10月22日(水) 【必着】	令和7年12月17日(水) ～12月23日(火) 【必着】
歯学プログラム	令和7年10月27日(月) ～10月29日(水) 【必着】	令和7年12月22日(月) ～12月24日(水) 【必着】

〈持参の場合〉受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。土・日曜日・祝日の受付は行いません。
〈郵送（書留速達に限る）の場合〉出願期間内に必着とします。

(2) 出願書類提出先

① 医学プログラムを志願する方

〒951-8510 新潟市中央区旭町通1番町757番地
新潟大学医学部医学科入試・臨床実習係
電話 (025) 227-2015
E-mail medgakum@med.niigata-u.ac.jp

② 歯学プログラムを志願する方

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地
新潟大学歯学部学務係
電話 (025) 227-2798・2799
E-mail gakumu@dent.niigata-u.ac.jp

3. 出願書類

入学志願者は、下記の出願書類等を取りそろえ、2(2)の出願書類等提出先に持参又は郵送（書留速達）により提出してください。持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。

なお郵送する場合は、以下の新潟大学大学院医歯学総合研究科ホームページから「出願書類提出用封筒宛名」をカラー印刷の上、必要事項を記入し、市販の角形2号封筒（240mm×332mm）に貼付したものを使用し、出願期間内に必着となるように書留速達により郵送してください。

出願書類の所定の様式については、以下の新潟大学大学院医歯学総合研究科ホームページに掲載されているので、各自で印刷して使用してください。

医歯学総合研究科（医学系）ホームページ（医学プログラムを志願する方）

https://www.med.niigata-u.ac.jp/contents/target/graduate_school/index.html

医歯学総合研究科（歯学系）ホームページ（歯学プログラムを志願する方）

<https://www.dent.niigata-u.ac.jp/admissions/graduateschool/oral-science/requirements/>

出願書類等	摘 要
① 進学願書	ホームページ掲載の所定の様式により作成し、顔写真（縦4cm×横3cm）を所定欄に貼付してください。 写真は、出願日前3か月以内に撮影した、縦4cm×横3cm、上半身、無帽、正面向きのもので、受験時に眼鏡を使用する者は、眼鏡をかけて撮影したものを貼ってください。
② 研究経過報告書	ホームページ掲載の所定の様式により作成してください。
③ 研究計画書	ホームページ掲載の所定の様式により作成してください。
④ 修了見込証明書	他の研究科の修士課程修了見込者のみ提出してください。医歯学総合研究科医科学専攻所属の学生は不要です。
⑤ 封筒3通	「受験票」、「合否通知書」及び「進学手続書類」を送付するために使用します。 また、「受験票」、「合否通知書」及び「進学手続書類」は、現在の指導教員経由で送付しますので所定封筒に、現在の指導教員の所属、氏名及び志願者の氏名を記入（「〇〇研究科〇〇研究室気付 〇〇〇〇殿」と記入。）して提出してください。

4. 出願に関する注意事項

- (1) 検定料は不要です。
- (2) 出願書類等提出後は、いかなる理由があっても書類の返却、記載事項の変更は認めません。
- (3) 出願書類に虚偽の記載内容があった場合には、進学後においても進学が取り消されることがあります。

5. 選考方法及び選考期日

進学者の選抜は、口述試験及び出願書類を総合して行います。

学位プログラム名		口述試験
医 歯 学 専 攻	医学プログラム （グローバル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース）	○
	歯学プログラム	○

(1) 医学プログラム

試験日	試験時間	試験内容
第1次募集 令和7年11月6日（木）	13：00～	口述試験（第1志望）※
第2次募集 令和8年1月21日（水）	15：00～	口述試験（第2志望）※

※ 口述試験については、本プログラムの関連分野についての知識を問うものです。一部の分野では、筆記による試験も行う場合があります。志望する教育研究分野の担当教員に確認してください。

(2) 歯学プログラム

試験日	試験時間	試験内容
第1次募集 令和7年11月26日(水) 第2次募集 令和8年2月4日(水)	13:00	口述試験※

※ 口述試験については、志願する教育研究分野についての知識を問うとともに、外国語（英語）の学力も試験します。

(注1) 集合時間・場所、試験開始時間等の詳細については、各自進学後の指導（予定）教員に問い合わせの上、その指示に従ってください。

(注2) 試験当日は、「受験票」を必ず携帯してください。

6. 試験場

新潟大学旭町キャンパス（新潟市中央区）
（詳細は、受験案内により通知します。）

7. 進学手続

(1) 進学手続期間

【第1次募集】 令和8年1月20日（火）～1月22日（木）【必着】

【第2次募集】 令和8年3月18日（水）～3月19日（木）【必着】

進学手続期間は、プログラム共通です。

(2) 持参又は郵送（書留速達に限る）により行います。持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。なお、土・日曜日・祝日は受付を行いません。郵送の場合、上記期間内に必着とします。

(3) 上記期間内に進学手続きを完了しない場合、進学辞退として取り扱います。

(4) 入学料は不要です。

VIII 各選抜共通事項

1. 合格発表

【第1次募集】 令和7年12月11日（木）午前10時

【第2次募集】 令和8年3月9日（月）午前10時

合格発表の日時は、プログラム共通です。

上記日時に合格者の受験番号を新潟大学大学院医歯学総合研究科ホームページにて発表します。

- ・医歯学総合研究科（医学系）ホームページ（医学プログラムを志願する方）

https://www.med.niigata-u.ac.jp/contents/target/graduate_school/index.html

医歯学総合研究科（歯学系）ホームページ（歯学プログラムを志願する方）

- ・ <https://www.dent.niigata-u.ac.jp/>

また、発表と同時に、合格者へは郵送により合格通知書等を送付します。

なお、可否に関するの電話等による問い合わせには、一切応じません。

2. 入学手続

(1) 入学手続期間

【第1次募集】 令和8年1月20日（火）～1月22日（木）【必着】

【第2次募集】 令和8年3月18日（水）～3月19日（木）【必着】

入学手続期間は、プログラム共通です。

- (2) 持参又は郵送（書留速達に限る）により行います。持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。なお、土・日曜日・祝日は受付を行いません。郵送の場合、上記期間内に必着とします。
- (3) 上記期間内に入学手続きを完了しない場合、入学辞退として取り扱います。
- (4) 入学に要する経費：入学金 282,000円（予定額）

3. 長期履修制度

この制度は、職業を有している等の事情により、通常の標準修業年限（4年）での修了が困難と予想される者が標準修業年限（4年）を超えて履修し、修了することを可能にする制度です。

(1) 対象者：次のいずれかに該当する者

- ・職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- ・出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者
- ・心身に障がいがある者
- ・その他研究科が長期履修の必要があると認める者

(2) 修業年限

長期履修学生の修業年限は、5年又は6年とします。入学後（在学中）に修業年限を変更することも可能ですが、その場合の適用は翌年度からとなりますので注意してください。

(3) 申請方法

長期履修申請書（所定様式）及び勤務先所属長の承諾書等研究科が必要と認める書類を入学手続期間内に提出してください。

(4) 結果通知

申請者に対し、入学手続後に長期履修の承認通知を行います。

(5) 授業料

授業料の額は、「国立大学法人新潟大学授業料その他の費用に関する規程で定められた金額×標準修業年限（4年）÷長期履修学生の修業年限」で算出した金額（年額）となります。

4. 社会人学生のための教育方法の特例措置（14条特例）

社会人が大学院博士後期課程で学ぶ場合、現在の職業を退職あるいは休職しない限り大学院に入学し所定の単位を修得し、学位を取得することは困難です。

そこで、本大学院医歯保健学研究科では、このような社会人に対し、大学院設置基準第14条「大学院の課程においては教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」という規定を導入して教育方法の特例を実施します。

この特例により、社会人学生は、それぞれのテーマに応じ、指導教員と協議の上、通常の時間帯における授業のほか、夜間その他特定の時間又は時期における授業による単位修得の便宜を受けるとともに研究を継続させ、学位論文を作成することになります。

特例を受けようとする者は、入学後、研究科長に特例適用の申請を行わなければなりません。

5. 早期修了の特例制度

本研究科では、「優れた業績を上げた者」に対して、在学期間を短縮できる特例制度を設けています。詳細は、入学後に26ページの〈問い合わせ先〉まで問い合わせてください。

6. 入学者選抜に用いた個人情報の取扱い

- (1) 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、入学者選抜（出願処理、選抜実施）、合格発表、入学手続、入学者選抜方法等における調査・研究、分析及びこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績の個人情報は、入学者選抜方法等における調査・研究、分析を行うために利用します。
- (3) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報及び入試成績は、合格者のみ入学後の教務関係（学籍、修学指導等）、学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、授業料等に関する業務を行うために利用します。
なお、個人情報のうち、合格者の氏名及び住所については、本学の同窓会及び後援会からの連絡を行うために利用する場合があります。

7. 入試情報の公表及び開示

次のとおり入試情報の公表及び開示を行います。

- (1) 入学試験実施状況として公表する情報
 - ① 試験問題、正解・解答例
大学院医歯保健学研究科ホームページ（予定）で公表します。なお、科目によっては、出題の意図を公表する場合があります。
 - ② 採点・評価基準、合否判定基準
大学院医歯保健学研究科ホームページ（予定）で公表します。
- (2) 受験者本人の試験成績の開示
個人の試験成績の開示を希望する場合は、令和8年3月31日（消印有効）までに郵便で請求してください。請求方法の詳細については、26ページの〈問い合わせ先〉へお問い合わせください。
(注) このほか「個人情報の保護に関する法律」に基づき、開示請求する方法があります。この場合、請求手数料300円が別途必要となります。請求を希望する場合は、以下の問い合わせ先に連絡してください。

問い合わせ先 新潟大学総務部総務課 電話 (025) 262-6025

8. 障がい等を有する入学志願者の事前相談

障がい等を有する入学志願者で、受験上及び修学上の配慮を希望する場合は、以下の方法で本学へご相談ください。

(1) 相談の期限

【第1次募集】 医学プログラム 令和7年10月8日（水）まで
歯学プログラム 令和7年9月30日（火）まで

【第2次募集】 医学プログラム 令和7年11月14日（金）まで
歯学プログラム 令和7年11月21日（金）まで

ただし、事前の準備を必要とする場合がありますので、できる限り早い時期に相談してください。
また、相談の期限後に、配慮が必要となった場合は、至急(4)の連絡先に問い合わせてください。

(2) 相談の方法

申請書（所定用紙）に必要事項を記入の上、医師の診断書等必要書類を添付し、提出してください。

(3) 提出書類

① 申請書（所定用紙。お問い合わせください。）

② 診断書（写し可。発行後6か月以内のもの。）

なお、必要な場合は、本学において志願者及び関係者等と面談を行います。

(4) 連絡先

・医学プログラムを志願する方

〒951-8510 新潟市中央区旭町通1番町757番地
新潟大学医学部医学科入試・臨床実習係
電話 (025) 227-2015

・歯学プログラムを志願する方

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地
新潟大学歯学部学務係
電話 (025) 227-2798・2799

9. 外国人留学生の在留資格

日本国籍を有していない志願者は、入学した場合の在留資格についてもあらかじめ準備しておいてください。

研究生等ですでに日本に在留しており、入学時まで引き続き在留を続ける者は、入学手続き後に「在留資格変更許可申請書」又は「在留期間更新許可申請書」を発行します。

まだ渡日していない場合は、在留資格認定証明書の代理交付申請を行います。申請から交付までは1か月～3か月程度の期間を要します。代理交付申請は合格後でなければ行うことができないため、交付に時間を要した場合は、入学時に渡日が間に合わないこともあります。スケジュールには十分注意してください。

10. 各学位プログラム・研究分野の連絡先教員

本学ホームページや新潟大学大学院医歯学総合研究科ホームページ等を参考に、専攻、学位プログラム及び指導教員の情報を収集し、ご自身の研究計画に沿うか事前に確認してください。

指導を希望する教員への連絡先が分からない等、各専攻、各学位プログラム及び出題分野に関する照会については、26ページの〈問い合わせ先〉に問い合わせてください。

・医学プログラムを志願する方

医歯学総合研究科（医学系）ホームページ

https://www.med.niigata-u.ac.jp/contents/target/graduate_school/index.html

・歯学プログラムを志願する方

医歯学総合研究科（歯学系（口腔保健福祉学を含む））ホームページ

<https://www.dent.niigata-u.ac.jp/admissions/graduateschool/oral-science/requirements/>

11. その他

- (1) 出願手続後、現住所又は連絡先に変更が生じた時は、問い合わせ先まで連絡してください。
- (2) 試験当日のマスク着用は任意となります。但し、咳などの体調不良の症状がある場合はマスクの着用をお願いします。マスク着用時には、本人確認の際に試験官の指示に従ってマスクを外していただくことがあります。

<問い合わせ先>

- ・医学プログラムを志願する方

〒951-8510 新潟市中央区旭町通1番町757番地

新潟大学医学部医学科入試・臨床実習係

電話 (025) 227-2015

E-mail medgakum@med.niigata-u.ac.jp

- ・歯学プログラムを志願する方

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地

新潟大学歯学部学務係

電話 (025) 227-2798・2799

E-mail gakumu@dent.niigata-u.ac.jp

Ⅸ 事前資格審査

該当する者のみが必要な手続きです。

各選抜の出願資格(3)、(4)又は(6)～(10)のいずれかに該当する者は、出願前に事前資格審査を行いますので、申請受付期間に申請書類を提出してください。出願資格の認定を受けた者は、所定の出願手続きを行ってください。

1. 事前資格審査書類提出期限

学位プログラム名	第1次募集	第2次募集
医学プログラム } グローカル医療研究コース 精密医学研究コース 脳とこころの医学研究コース	令和7年10月1日(水) ～10月8日(水)【必着】	令和7年11月4日(火) ～11月14日(金)【必着】
歯学プログラム	令和7年9月30日(火)まで【必着】	令和7年11月21日(金)まで【必着】

(持参の場合) 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。土・日曜日・祝日の受付は行いません。
(郵送(書留郵便に限る)) 申請受付期間内に必着とします。

2. 審査書類

(1) 医学プログラム

「出願資格の(3)、(4)又は(6)～(10)」に該当する者については、必ず「3. 審査書類等の郵送先」へ問い合わせの上、出願資格の確認を受けてから出願してください。

ただし、「出願資格の(7)」の注①又は②又は③に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

なお、事前連絡なく出願があった場合は、受理できない場合があります。

また、出願書類の所定の様式については、以下の新潟大学大学院医歯学総合研究科ホームページに掲載されているので、各自で印刷して使用してください。

医歯学総合研究科(医学系)ホームページ(医学プログラムを志願する方)

(https://www.med.niigata-u.ac.jp/contents/target/graduate_school/index.html)

・出願資格(3)、(4)又は(6)により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上、使用してください。
② 卒業(修了)証明書又は 卒業(修了)見込証明書	最終出身大学の学長(学部長)が発行したものを提出してください。
③ 成績証明書	
④ 研究業績調書及び 研究経過報告書	大学等卒業(修了)後に医療機関、研究機関等における業績・研究等がある場合は、本要項に添付の所定用紙により、詳細に記入してください。
⑤ 在留カードの写し又はパスポートの写し	外国籍を有する者は、在留カードの写し(表裏両面)を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し(氏名等が記載されているページ)を提出してください。
⑥ 返信用封筒	封筒(長形3号)に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

※ ②、③については、原本を提出し、英語以外の外国語で記載されている場合は、日本語訳又は英訳を添付してください。

・出願資格(7)の注④により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 卒業（修了）証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
③ 成績証明書	
④ 研究業績調書及び研究経過報告書	本要項に添付の所定用紙により、大学等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等がある場合は、詳細に記入してください。 なお、論文又は研究発表等がある場合は、コピー又は別刷を添付してください。
⑤ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

・出願資格(7)の注⑤により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 卒業（修了）証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
③ 成績証明書	
④ 研究業績調書及び研究経過報告書	本要項に添付の所定用紙により、大学等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等がある場合は、詳細に記入してください。 なお、論文又は研究発表等がある場合は、コピー又は別刷を添付してください。
⑤ 臨床経験証明書及び職務内容証明書	臨床経験がある場合のみ提出してください。（様式任意）
⑥ 在留カードの写し又はパスポートの写し	外国籍を有する者は、在留カードの写し（表裏両面）を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し（氏名等が記載されているページ）を提出してください。
⑦ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

・出願資格(8)により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 成績証明書	出身大学の学長（学部長）及び在学大学院の研究科長が発行したものを提出してください。
③ 在学証明書	在学大学院の研究科長が発行したものを提出してください。 なお、本学大学院在学者は不要です。
④ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

・出願資格(9)により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 在学証明書	現在も在学中の者のみ、在学大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。なお、本学在学者は不要です。
③ 卒業（修了）証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
④ 成績証明書	在学（出身）大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
⑤ 研究業績調書及び研究経過報告書	業績・研究等がある場合は、本要項に添付の所定用紙により提出してください。
⑥ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

※ 本出願資格で入学する者は、当該大学の学部を退学することになります。従って種々の国家試験等の受験資格で大学の学部を卒業することを要件としているものについては、受験資格が得られないこととなります。

・出願資格(10)により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 卒業（修了）証明書	最終出身学校長が発行したものとします。短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は、短期大学又は高等専門学校の卒業証明書と専攻科等の修了証明書を提出してください。
③ 成績証明書	最終出身学校長が発行したものとします。短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は、短期大学又は高等専門学校の成績証明書と専攻科等の成績証明書を提出してください。
④ 研究業績調書及び研究経過報告書	学校等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等（短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は、専攻科等における業績、研究状況等を含む。）がある場合は、本要項の所定用紙により、詳細に記入してください。 なお、論文又は研究発表等がある場合は、コピー又は別刷を添付してください。
⑤ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

(2) 歯学プログラム

「出願資格の(3)、(4)又は(6)～(10)」に該当する者については、必ず「3. 審査書類等の郵送先」へ問い合わせの上、出願資格の確認を受けてから出願してください。

ただし、「出願資格の(7)」の注①又は②に該当する者は、出願資格の確認は必要ありません。

なお、事前連絡なく出願があった場合は、受理できない場合があります。

また、出願書類の所定の様式については、以下の新潟大学大学院医歯学総合研究科ホームページに掲載されていますので、各自で印刷して使用してください。

医歯学総合研究科（歯学系）ホームページ（歯学プログラムを志願する方）

[\(https://www.dent.niigata-u.ac.jp/admissions/graduateschool/oral-science/requirements/\)](https://www.dent.niigata-u.ac.jp/admissions/graduateschool/oral-science/requirements/)

・出願資格(3)、(4)により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	ホームページ掲載の所定の様式を印刷の上、使用してください。
② 出願資格確認用履歴書	
③ 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
④ 成績証明書	
⑤ 研究業績調書及び研究経過報告書	大学等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等がある場合は、本要項に添付の所定用紙により、詳細に記入してください。
⑥ 在留カードの写し又はパスポートの写し	外国籍を有する者は、在留カードの写し（表裏両面）を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し（氏名等が記載されているページ）を提出してください。
⑦ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

※ ③、④については、原本を提出し、英語以外の外国語で記載されている場合は、日本語訳又は英訳を添付してください。

・出願資格(6)により出願する場合

審査に必要な書類を個別に指示するため、32ページの「3. 審査書類等の郵送先」に連絡してください。

・出願資格(7)の注③により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 修了（見込）証明書	出身（在学）大学院の研究科長が発行したものを提出してください。
③ 成績証明書	出身（在学）大学院の研究科長が発行したものを提出してください。
④ 研究業績調書及び研究経過報告書	大学等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等がある場合は、本要項に添付の所定用紙により、詳細に記入してください。
⑤ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

・出願資格(7)の注④により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 卒業（修了）証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
③ 成績証明書	
④ 研究業績調書及び研究経過報告書	本要項に添付の所定用紙により、大学等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等がある場合は、詳細に記入してください。 なお、論文又は研究発表等がある場合は、コピー又は別刷を添付してください。
⑤ 臨床経験証明書及び職務内容証明書	臨床経験がある場合のみ提出してください。（様式任意）
⑥ 在留カードの写し又はパスポートの写し	外国籍を有する者は、在留カードの写し（表裏両面）を提出してください。ただし、渡日前等により提出できない場合はパスポートの写し（氏名等が記載されているページ）を提出してください。
⑦ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

・出願資格(8)により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 成績証明書	出身大学の学長（学部長）及び在学大学院の研究科長が発行したものを提出してください。
③ 在学証明書	在学大学院の研究科長が発行したものを提出してください。 なお、本学大学院在学者は不要です。
④ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

・出願資格(9)により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 在学証明書	現在も在学中の者のみ、在学大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。なお、本学在学者は不要です。
③ 卒業（修了）証明書	最終出身大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
④ 成績証明書	在学（出身）大学の学長（学部長）が発行したものを提出してください。
⑤ 研究業績調書及び研究経過報告書	業績・研究等がある場合は、本要項に添付の所定用紙により提出してください。
⑥ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

※ 本出願資格で入学する者は、当該大学の学部を退学することになります。従って種々の国家試験等の受験資格で大学の学部を卒業することを要件としているものについては、受験資格が得られないこととなります。

- ・出願資格(10)により出願する場合の、審査に必要な書類等

提出書類等	摘 要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
② 卒業（修了）証明書	最終出身学校長が発行したものとします。短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は、短期大学又は高等専門学校の卒業証明書と専攻科等の修了証明書を提出してください。
③ 成績証明書	最終出身学校長が発行したものとします。短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は、短期大学又は高等専門学校の成績証明書と専攻科等の成績証明書を提出してください。
④ 研究業績調書及び研究経過報告書	学校等卒業（修了）後に医療機関、研究機関等における業績・研究等（短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は、専攻科等における業績、研究状況等を含む。）がある場合は、本要項の所定用紙により、詳細に記入してください。 なお、論文又は研究発表等がある場合は、コピー又は別刷を添付してください。
⑤ 返信用封筒	封筒（長形3号）に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記し、郵便切手410円分を貼ってください。

3. 審査書類等の郵送先

- ・医学プログラムを志願する方

〒951-8510 新潟市中央区旭町通1番町757番地
新潟大学医学部医学科入試・臨床実習係
電話 (025) 227-2015
E-mail medgakum@med.niigata-u.ac.jp

- ・歯学プログラムを志願する方

〒951-8514 新潟市中央区学校町通2番町5274番地
新潟大学歯学部学務係
電話 (025) 227-2798・2799
E-mail gakumu@dent.niigata-u.ac.jp

(注1) 提出後の申請書類の内容変更は認めません。また、申請書類は返還しません

(注2) 英語以外の外国語で記載された書類には、日本語の訳文又は英訳を添付してください。

(注3) 申請書類を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「医歯保健学研究科入学試験出願資格申請書在中」と朱書きしてください。

4. 出願資格の確認又は審査

確認又は審査は、提出された申請書類により行います。

5. 事前資格審査結果

結果は、確認又は審査終了後、速やかに申請者へ通知します。